

こうほう

平成28年(2016年)6月15日号 NO.60

佐倉市の上下水道

発行

佐倉市
上下水道部

住所
佐倉市海隣寺町97番地

続けていますか？災害への備え

阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災そして熊本地震。大災害を目の当たりにして、非常用の食糧や飲料水を用意されるかたは多いと思います。しかし、その後放置していませんか？定期的に非常持ち出し袋の中身をチェックしていますか？再度、確認してみましょう。

ご家庭で飲料水の備蓄を！

災害に備えて、最低3日間程度、できれば一週間程度の飲料水を備蓄しましょう。目安は「一人一日3リットル」です。ポリタンクなどに水道水を備蓄した場合は、塩素による減菌効果が3日程度（密封し冷暗所で保管した場合）ですので、3日に一度は汲み替えてください。汲み替えた水は掃除や洗濯などにご使用ください。

熊本地震においては、地下水が濁ったため、飲用不可が続くといった状況が見られました。佐倉市では、地下水と浄水受水の2系統の水源を確保していますが、東日本大震災においては、停電が長時間にわたったことなどから断水という状況もありました。現在では、それらの状況に対応する準備もできていますが、水道管の破損なども想定されます。飲料水の備蓄をお願いします。

お近くの拠点給水所・防災井戸の確認を！

佐倉市では、避難所での水の確保を目的に、平成24年度までに市内41カ所に防災井戸を設置しました。

災害時には原則として避難所（小中学校等）で応急給水活動を行います。設置については、佐倉市ホームページ、防災行政無線、防災メール、防災ツイッター、広報車、CATV296・チバテレビの地デジデータ放送などの全部又は一部を用いて広報します。

家の被害があまりなく、避難所に行かない場合の水の受け取り方や、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者をご近所にいないかなど、普段からご家庭、ご近所で災害時の水の確保について話し合っておきましょう。

上下水道部拠点給水所

記号	名称	所在地
ア	志津浄水場	上志津原59番地2
イ	上座浄水場	上座776番地2
ウ	南部浄水場	小篠塚1240番地

防災井戸設置場所

佐倉地区

記号	名称	所在地
①	佐倉東小学校	将門町7番地
②	白銀小学校	白銀1丁目4番地
③	佐倉中学校	城内町117番地10
④	佐倉東中学校	高岡423番地1
⑤	佐倉高等学校	鍋山町18番地
⑥	佐倉東高等学校	城内町278番地
⑦	佐倉市役所	海隣寺町97番地
⑧	ミレニアムセンター佐倉	宮前3丁目4番地1

臼井地区

記号	名称	所在地
⑨	間野台小学校	王子台2丁目18番地
⑩	王子台小学校	王子台5丁目19番地
⑪	臼井中学校	臼井1530番地
⑫	臼井西中学校	臼井台1588番地
⑬	臼井西地域防災集会所	臼井田2525番地

志津地区

記号	名称	所在地
⑭	志津小学校	上座1156番地2
⑮	下志津小学校	中志津4丁目26番10号
⑯	南志津小学校	下志津原164番地2
⑰	井野小学校	西1-加が丘3丁目1番地6
⑱	小竹小学校	1-加が丘5丁目5番1号
⑲	青菅小学校	宮ノ台1丁目17番1号
⑳	志津中学校	井野1376番地
㉑	上志津中学校	上志津866番地
㉒	井野中学校	宮ノ台3丁目9番1号
㉓	佐倉西高等学校	下志津263番地
㉔	上志津小学校	上志津1752番地
㉕	西志津小学校	西志津7丁目2番1号
㉖	西志津中学校	西志津4丁目18番1号

拠点給水所・防災井戸設置場所 一覧



今すぐ
CHECK!

日頃の確認が大切だね！

災害時のトイレについて

災害が発生した場合には、飲料水だけではなく、トイレも使えなくなることがあります。

佐倉市の汚水（下水道）は、各宅地の汚水公共柵から自然流下により、県の施設である流域下水道管を経て、印旛沿流域下水道花見川終末処理場へ送られて処理されています。

途中、地形等の関係で自然流下が出来ないところについては、マンホールポンプ（簡易なポンプ施設）や中継ポンプ場などの施設で地表近くの下水道管まで汲み上げ、再び自然流下で送水しています。

このため、自宅のトイレが使えないからと言って、マンホールを開けて下水管に直接排泄物を流すことには、次のような問題点があります。

(1) 停電時

計画停電や大規模停電等の長時間の停電の場合、ポンプ場や下水処理場では自家発電装置により稼働することが出来ますが、市内に数十箇所あるマンホールポンプは運転できなくなります。

このため、低地やマンホールポンプの周辺で汚水が溢れることがありますので、停電中は洗濯や入浴等多量の水の使用を控えていただく必要があります。マンホールを開けて下水管に直接排泄物を流すことについても同様です。

(2) 下水管の破損等

大規模な地震災害の場合、下水管自体が破損している場合があります。その場合には、洗濯や入浴、風呂水等を利用してトイレを流すと逆流してくる可能性すらあります。また、マンホールを開けて下水管に直接排泄物を流すことは、それ自体が下水管つまりの原因となる可能性があるばかりではなく大変危険です。

被害状況が確認できないうちは、無理に下水管に汚物を流すことは避けてください。

○では、トイレはどうすればいいの？

行政からの公共下水施設の復旧の知らせがあるまで、携帯トイレや簡易トイレを活用する方法があります。排泄物の処理については、市販の排便袋やポリ袋等を活用して、まとめておく必要があります。これらの排便袋等は適切に処理しましょう。また、行政が設置する仮設トイレなどを極力利用するようにしてください。



下水道使用料改定についての市民説明会開催のお知らせ

現在、上下水道部では、将来にわたり持続可能な下水道事業を構築するため、下水道使用料の改定を検討しています。

下水道事業は、人口減少に伴う収入の減少や下水道施設の老朽化・耐震化対策といった多くの課題を抱えています。

一方、下水道使用料は、20年以上にわたり、県内でも2番目という安さを維持してきましたが、収益の減少と費用の増加により、現在の下水道使用料では、今後確実に増加する施設の更新費用を賄うことができない状況となっています。

説明会では、このような下水道事業が抱える課題や財政状況などとともに、下水道使用料の改定について市の考え方をご説明するものです。

なお、下水道使用料の改定については、最終的に佐倉市議会において、佐倉市下水道条例の改正議案をご審議いただき、可決いただいた後、実施されるものです。この説明会は、佐倉市議会での審議に先立ち、まず市民の皆様にご説明するものです。

●日時及び場所

平成28年7月9日（土曜日）	午前10時～11時30分	中央公民館
	午後1時30分～3時	志津コミュニティセンター

平成28年7月18日（月曜日）	午前10時～11時30分	白井公民館
-----------------	--------------	-------

※事前申し込み不要です。直接都合のよい会場にお越しください。

駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。



水の日、水の週間について

人にとってなくてはならない資源である「水」。

水が健全に循環することによってもたらされる水の恵みや水循環の重要性について、理解と関心を深めてもらうため、毎年8月1日を「水の日」、8月1日から7日までを「水の週間」としています。

熱中症予防に水道水を飲みましょう

夏になると気になるのは熱中症です。

今年も既に熱中症の疑いで救急搬送されたというニュースが流れています。

熱中症の予防には水分補給が欠かせません。

また、中高年で多発する脳梗塞や心筋梗塞等も水分摂取量の不足が大きなリスク要因の一つとなっています。

そんなときには水道水をどうぞ！冷やして飲むとよりおいしくなります。

身近な水である水道水をこまめに飲むことは、脱水による健康障害や事故の予防になりますよ。



● 下水道使用料改定についてのこれまでの経緯

上下水道部では、昨年度、今後の水道料金・下水道使用料の在り方について、学識経験者や公募市民等で構成する懇話会を設置し、アンケート調査の結果も参考にしながら、9か月にわたり検討を実施しました。

この検討結果は、「佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方に関する提言」として平成28年2月22日に報告されたところです。

提言の主な内容は、水道料金については据え置き、下水道使用料については、平均改定率33.4%の改定はやむを得ない、とするもので、上下水道部では、この提言を受け、下水道使用料の改定について、具体的な検討を進めてきたものです。

懇話会での詳細な資料や議事録は上下水道部ホームページで公開中です。また提言の概要は、前号(平成28年3月31号)に掲載しており、こちらもホームページでご覧いただけます。

懇話会が改定率を33.4%とした理由

懇話会では、今後の経営や他事業者との比較、次の使用料改定の見通しなどを考慮し、18%から38%の中で、最終的に5つのパターンを検討しました。

当市の下水道施設は、民間開発による受贈財産や過去の開発時に納められた開発負担金などにより多くが整備されています。

それら資産は、更新時は自前の資金で更新することになりますので、その際、国等の補助金をどの程度見込むかによって、使用料算定は大きく変動します。

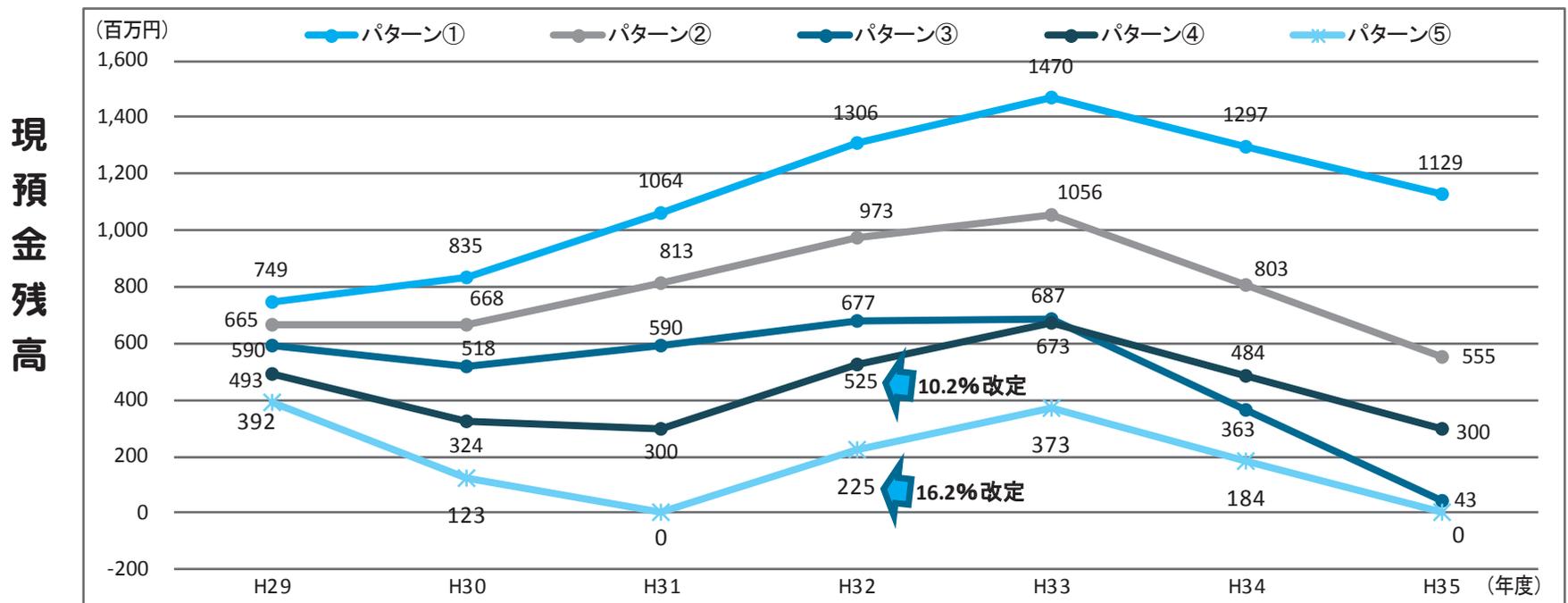
今後の更新事業の財源となる国等の補助金の見通しについて、厳しい見方とするものから希望的観測を含んだもの、あるいは、現預金残高をどの程度と設定するかなど、これらを基に複数の改定パターンを設定し検討されました。

使用料算定のパターンとその考え方



パターン①	全て自主財源で賄うパターン	改定率38.2%
パターン②	これまでと同額程度の補助金を得られると仮定したパターン	改定率33.4%
パターン③	補助金をこれまで以上に得られると仮定したパターン	改定率29.2%
パターン④	平成31年度末の現預金残高が、H26年度決算と同額の3億円としたパターン	改定率23.8%
パターン⑤	平成31年度末の現預金残高が0円としたパターン	改定率18.1%

各パターンの現預金残高試算



※パターン④とパターン⑤は、再度使用料を改定した場合の現預金残高となっています

懇話会では、下水道使用料を低いレベルの改定とした場合、近々に下水道使用料の再改定が想定され、これにより八ツ場ダム完成(平成31年度予定)に伴う水道料金改定と下水道使用料改定が同時となることが懸念されます。この同時改定は、得策ではなく避けるべき、との意見でまとまりました。

改定率を低くおさえたパターン④、⑤では平成32年度に再改定が必要です。

パターン③では、平成35年度末の現預金残高が4300万円となり、このパターンであっても平成35年度以前に水道料金との同時改定が懸念され、併せて国等の補助金についても希望的観測が加味されており、現実的にそれだけの補助金が交付されるのか危ぶむ意見もあり、選択肢からははずれました。

このようなことからパターン③、④、⑤は除かれ、その上で、残りのパターン①、②は、いずれも高い改定率と認識する中で、最終提言は低い水準のパターン②となったものです。

【算定期間について】

今回、下水道使用料改定の算定期間は、平成29年度から平成31年度としました。これは、水道料金、下水道使用料は市民からまとめて徴収されることから、このうち水道料金に大きな影響を与える八ツ場ダムの完成時期(平成31年度)を考慮したものです。

具体的には、八ツ場ダム完成に伴う受水の増加量が不確定であり、この動向により、水道料金に大きく影響する受水費が変動しますので、現実的な総括原価の算定は、平成31年度までとしたものです。



佐倉市污水適正処理構想について

《污水適正処理構想とは》

污水適正処理構想とは、住みよい街・きれいな水を未来に残すため、地域の実情に合った污水处理の実現に向けて千葉県と連携して策定するものです。

※ 污水处理は、公共下水道・農業集落排水・個別浄化槽による生活排水の処理方法です。

《構想の見直し》

前回の污水適正処理構想は、平成36年度の佐倉市の計画人口を19万人と予測し、污水处理普及率100%を目標として平成22年度に策定しましたが、社会情勢の変化や少子高齢化によって佐倉市の将来人口も減少傾向となっています。

また、公共下水道事業につきましては、有収水量の減少や老朽施設の更新需要の増大に伴い経営を圧迫しています。

平成28年度からの佐倉市上下水道ビジョンに掲げる目的を達成するため、計画区域内人口の見直しと、公共下水道の整備手法の転換を図り持続可能な公共下水道事業とするために公共下水道未普及地域における整備方針を転換することとしました。

※ 前構想では、平成36年度の公共下水道普及率99.2%の目標としていました。

《構想の方針》

平成28年度～平成36年度の中期目標として計画区域内人口を16万3千人、公共下水道普及率を93.3%としました。

これは、公共下水道未整備地区の多くを個別処理（合併浄化槽）に移行する方針とするものです。

また、平成46年度までの長期目標としては、計画区域内人口14万8千人、公共下水道普及率を93.5%としています。

《見直しの効果》

佐倉市の実情にあった污水適正処理構想とすることにより、老朽化した公共下水道の更新や長寿命化事業を進め未来へつなぐ佐倉の下水道事業の安定化を図ります。

前構想の概算事業費99億円に対して、見直しによって約23億円の事業費となり約76億円の事業費が削減されることとなります。

《課題》

今回の見直しにより、污水处理方法が合併浄化槽による個別処理に変更となった区域にお住いの皆様に対して、施設の建設・維持管理に必要な費用や手続き、また、それらに対する市からの助成制度など、十分な説明を行い、理解を得る必要があります。

また、公共下水道事業を的確に進捗させるために、今後、更に国・県からの補助金の有効活用を図る必要があります。

さらに、構想の趣旨に従い、公共下水道整備済み区域における未接続の住民への普及促進活動を一層強化し、水洗化率向上を図る必要があります。

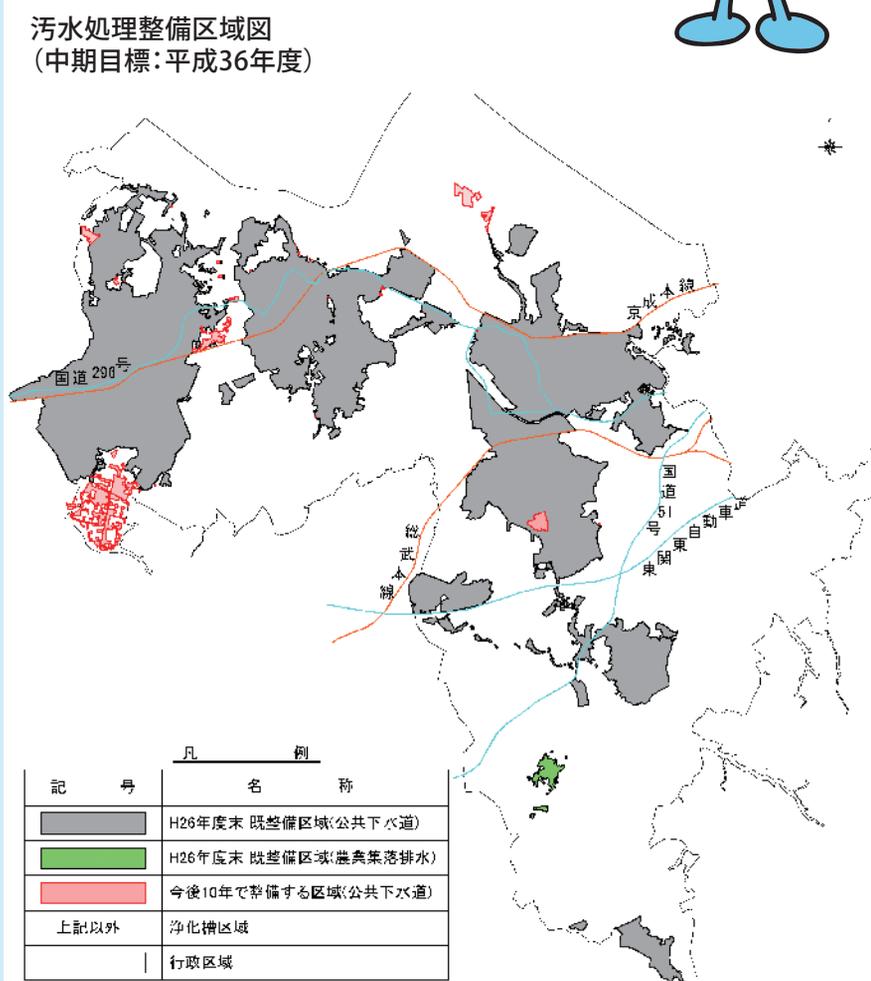
構想の概要は佐倉市ホームページでも公開しています。<http://www.city.sakura.lg.jp/0000014844.html>

また、合併処理浄化槽に関する助成制度についての詳細は

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000004177.html>（設置）

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000004109.html>（維持管理）

に掲載しています。



水道水中の放射性物質について

上下水道部では、市内3ヶ所の浄水場で採取した水道水中の放射性物質測定を継続し、その結果をホームページで公表しています。

平成28年6月1日現在、放射性セシウム及び放射性ヨウ素は検出されておられません。

引き続き定期測定を実施し、皆様に安心してご使用いただけるよう努めて参ります。



佐倉市の主な上下水道データ (平成28年3月末)

- 給水人口 …………… 166,713人
- 給水件数 …………… 69,736件
- 1日平均配水量 …………… 48,504m³
- 一人一日当たり平均配水量 …………… 291ℓ
- 1日最大配水量 …………… 53,562m³ (平成27年12月31日)
- 一人一日当たり最大配水量 …………… 323ℓ (平成27年12月31日)
- ★ 水洗化人口 …………… 159,428人
- ★ 下水道普及率 …………… 92.3%

● 上下水道部へのお問い合わせは

電話番号：043-485-1191 FAX番号：043-485-1194

E-mail：suidou@city.sakura.lg.jp

ホームページ：http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/10-1-0-0-0_12.html